

神戸市工事検査規程細目を次のように定める。

平成18年4月1日

行 財 政 局 長

建 設 局 長

### 神戸市工事検査規程細目

#### (趣旨)

第1条 この規程細目は、神戸市工事検査規程(以下「検査規程」という。)第9条の規定により、検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

#### (検査の種類)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査

(2) 出来高検査

- ・ 既済部分検査：工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査
- ・ 完済部分検査：設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該部分を確認するための検査

(3) 随時検査 工事の施工途中において、前2号に掲げるもの以外の検査を必要とするときに随時行う検査

(4) 担保検査 完成済工事のかし担保期間が満了するとき、かしがあるか確認するための検査

#### (検査員候補者の登録)

第3条 神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第59条の検査員候補者名簿(以下単に「候補者名簿」という。)に登録される検査員候補者は、次のとおりとする。

(1) 検査員候補者は、工事担当部局により推薦された技術職員であって、係長級以上の者又は行財政局長が認める者を対象とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、行財政局長が必要と認める場合は、神戸市の一

般職職員であった者であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4及び第28条の5の規定に基づいて採用された者、並びに同法第3条第3項第3号に定める非常勤の嘱託員として雇用されている者であって、検査員の経験を有する者を検査員候補者として登録することができる。

（3）検査員候補者は、検査員研修を受講し修了しなければならない。ただし、行財政局長が認める場合は、この限りでない。

（4）登録される期間は3年間とし、再登録はこれを妨げない。ただし、行財政局長が認める場合は、登録期間内であっても登録を抹消することができる。

2 候補者名簿には、補職名、別に定める専門分野の別を記載する。

（検査員の指定）

第4条 規則第59条の市長が定める金額以上の工事の検査員の指定は、次のとおりとする。

（1）主管課長は、請負人決定後、検査規程第4条の規定に基づき、速やかに建設局道路部主幹（工事監理担当）（以下「主幹」という。）に、工事概要及び工事内容の専門性などを明記した書面をもって検査員の指定を協議する。

（2）前号による協議があった場合、主幹は、当該工事の専門性などを確認し、当該工事を担当する係に属する者以外の者を候補者名簿から選定する。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

（3）当初の契約金額が1億円以上の工事の場合は、課長級以上の者を充てる。ただし、主管課長及び主幹が認める場合は、この限りでない。

（4）大規模な工事や多工種にわたる工事などで、主管課長及び主幹が必要と認める場合は、2人以上の検査員を指定することができる。

（検査員の変更）

第5条 規則第59条の市長が定める金額以上の工事で指定された検査員の変更は、次のとおりとする。

（1）契約内容を変更し契約金額の増減がなされても検査員は変更しない。

（2）検査員は、何らかの都合で検査が実施できなくなった場合は、速やかに主管課長及び主幹に報告する。

（3）主管課長及び主幹は、前号の報告があった場合など、必要と認める場合は、協議の上、検査員を変更することができる。

( 検査の実施の通知 )

第 6 条 検査員は、工程等を確認の上、検査日時を決定し、監督員に通知する。

ただし、第2条第4号の検査は、この限りでない。

2 前項の通知があったときは、監督員は、速やかにその旨を請負人に通知する。

附 則

この規程細目は、平成18年4月1日から施行する。